第４章　環境保全に関する取組み

施策の実施状況

● 大気汚染物質の測定 (資料P.71) (用語解説P.89、P.90、P.94)

▶大気環境の監視

人の健康や生活環境に影響を及ぼす恐れのある大気汚染の原因となる主な物質には、二酸化窒素や浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、光化学オキシダントなどがあります。

区では、これらの物質に加え、大気汚染に影響を及ぼしやすい風向・風速・温度・湿度について常時監視しています。

物質名	二酸化窒素			浮遊粒子状物質			二酸化硫黄	一酸化炭素	光化学オキシダント
測定室	池袋	巣鴨	長崎	池袋	巣鴨	長崎	長崎	池袋	巣鴨
H29年度	○	○	○	○	○	○	○	○	×
H28年度	○	○	○	○	○	○	○	○	×
H27年度	○	○	○	○	○	○	○	○	×
H26年度	○	○	○	○	○	○	○	○	×
H25年度	○	○	○	○	○	○	○	○	×

環境基準の達成状況

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（1）公害対策

▶光化学スモッグ (用語解説P.90)

窒素酸化物と炭化水素が紫外線により光化学反応を起こして生成する光化学オキシダントが、気象条件により高濃度になり、白くもやがかかったような状態を「光化学スモッグ」といい、人体への影響などを起こします。夏に多く発生します。

大気中の光化学オキシダント濃度は、環境基準が達成されないまま横ばい傾向を続けており、気象条件によっては光化学スモッグが多発することも考えられ、今後も光化学スモッグに対する注意が必要です。

指標	基準年度 (H24年度)	現状 (H29年度)	目標 (H30年度)	達成状況	備考
光化学スモッグ注意報等の発令日数（都内）	4日	6日	0日		

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（1）公害対策

▶幹線道路沿いの二酸化窒素濃度

区では、大気汚染常時測定を補完するため、幹線道路における二酸化窒素濃度の現況の把握を目的に、簡易測定器による二酸化窒素濃度の個別調査を実施しています。平成 29 年度は 19 路線で実施し、最高値は 0.039ppm（川越街道）、最低値は 0.020ppm（高松小前通り）でした。

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（1）公害対策

▶ PM2.5 （用語解説 P.95）

大気環境中の粒子状物質のうち、粒径 2.5 μm 以下のものを PM2.5 といいます。平成 21 年 9 月に設定された環境基準は以下のとおりです。

> 1 年平均値 15 μg/m^3 以下
> かつ
> 1 日平均値 35 μg/m^3 以下

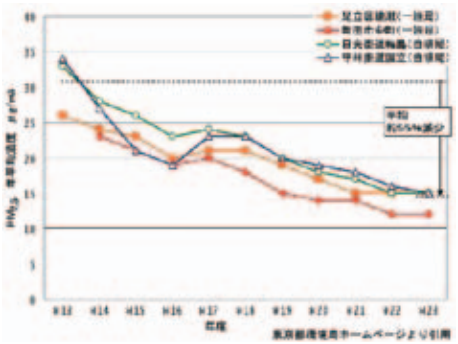

環境省が設置した「PM2.5 に関する専門家会合」では、注意喚起のための暫定指針値として 1 日平均値 70 μg/m^3 と定めています。これまでに、都内一般環境大気測定局で暫定指針値を超えたことはありません。

都内の PM2.5 の年平均濃度は、ディーゼル車対策や VOC（揮発性有機化合物）対策などにより、平成 13 年度から平成 23 年度の 10 年間で約 55%減少しています。

都内には 81 箇所の PM2.5 の測定局があり（うち一般環境測定局は 47 箇所）、測定値はリアルタイムで東京都ホームページに公開されています。豊島区内には、明治通り　西巣鴨測定局（自排局）があります。

≪評価・分析≫

大気環境は、平成 12 年度の東京都のディーゼル車規制以降少しずつ改善され、都内では PM2.5 および光化学オキシダントを除いておおむね環境基準を達成しています。夏季は、気温が高く日射量が多いことから、光化学スモッグ注意報が発令されることがあり、特に注意が必要です。光化学スモッグの原因物質である VOC（揮発性有機化合物）及び窒素酸化物の排出削減対策を広域的に実施することが重要です。

≪今後の取組み≫

大気汚染状況の監視を継続し、区民に情報提供するとともに、VOC を取り扱う工場等への指導により、VOC 排出削減対策を進め、大気環境の改善を目指します。(環境保全課　公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（1）公害対策

● 交通騒音・振動 (資料P.72)

区では、自動車及び鉄道の騒音・振動調査をしています。また、計画道路周辺について供用の前後で騒音測定をしています。

道路交通に関しては、自動車騒音の常時監視 (環境基準調査)、自動車騒音・振動調査 (要請限度調査)、交通量調査をしています。

鉄道に関しては、在来線には環境基準が定められていませんが、新幹線に関する騒音基準に準じた測定をしています。

鉄道騒音・振動測定の様子

計画道路周辺の騒音調査については、平成 29 年度は補助 81 号 (巣鴨) の騒音調査を実施しました。

≪評価・分析≫

平成 29 年度の道路の環境基準の達成状況は、昼間で 99.3％、夜間で 98.1％と、おおむね達成しています。鉄道については、在来線は基準がありませんが、新幹線鉄道騒音・振動の環境基準を参考に比較すると、基準を超えています。

≪今後の取組み≫

測定結果は道路や鉄道の管理者等に報告し、騒音・振動の低減対策を進めるよう要望していきます。(環境保全課　公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（1）公害対策

● 環境アセスメント（環境影響評価）

環境に著しい影響を及ぼす恐れのある道路、鉄道、工場などの対象事業を実施するとき、事業者があらかじめ周辺の環境に与える影響を事前に調査、予測および評価してその結果を公表し、住民、自治体や専門的立場からの審査、意見を聴いて環境に配慮された事業になるよう手続きが進められます。

現在、区に関係する手続き中の事業は、首都高速中央環状新宿線（目黒区青葉台～豊島区南長崎間）建設事業、首都高速中央環状新宿線（豊島区南長崎～板橋区中丸町間）建設事業、（仮称）大久保三丁目西地区開発事業です。

≪評価・分析≫

平成 29 年度に、首都高速板橋足立線建設事業の環境影響評価手続きが終了しています。

≪今後の取組み≫

今後も手続き中の事業に関して、法令に基づき区民への影響についての意見書の提出や区民への縦覧等を行います。（環境保全課　公害対策グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（1）公害対策

● 土壌地下水汚染対策 （資料 P.75）（用語解説 P.89）

有害物質を取り扱った履歴のある工場等を廃止するときや、一定規模以上の土地の改変をするときなどに、調査や対策が義務付けられています。区では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、環境確保条例）に基づき、工場・指定作業場の廃止の際の土壌汚染対策について指導をしています。一方、土壌汚染は人への健康影響のほか、不動産価値へも影響を与えるため、不動産関係業者は不動産取引の際に関係情報を収集する必要があります。区では、窓口で法令による土壌汚染調査義務の有無に関連する工場等の事業場名簿の貸し出し等をしています。

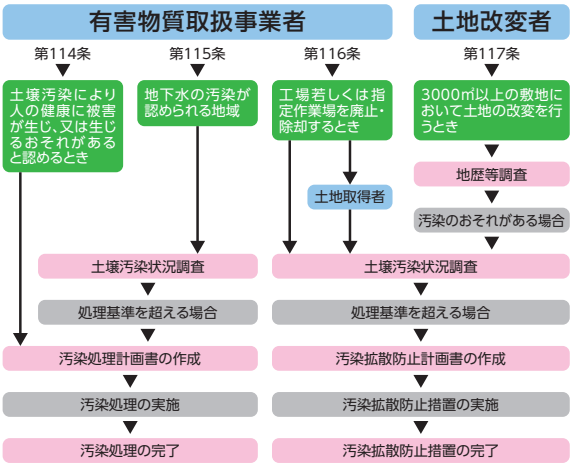

環境確保条例の土壌汚染対策に係るフロー

地下水汚染の状況の監視については、東京都が水質汚濁防止法に基づき行っています。区では、有害物質を取り扱っている工場の周辺などの地下水を調査しています。

≪評価・分析≫

土壌汚染に関する届出件数は、年により変動があります。基準超過が確認される割合は、調査全体の約 2 割ほどです。

不動産関係業者の土壌汚染情報調査は平成 15 年の土壌汚染対策法施行以

降増加しています。
　地下水の調査結果は、例年から大きな変化はありませんでした。

≪今後の取組み≫

　土壌汚染が判明した際には、周辺住民と事業者双方が土壌汚染による健康影響について正しく理解することが重要です。区は、事業者への指導や、周辺住民への情報提供、事業者と周辺住民とのコミュニケーションの橋渡しなど、安全安心に関する取り組みを進めていきます。(環境保全課　公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（1）公害対策

● 公害苦情 (資料P.76)

　区には、騒音、振動、悪臭等の公害に関する様々な苦情が寄せられています。公害苦情で特に多いのは建設・解体工事に伴う騒音苦情です。区では、これらの苦情現象の改善のため、法令に基づいた指導や、注意などを実施しています。
　また、区では、騒音計や振動計の貸し出しをしています。

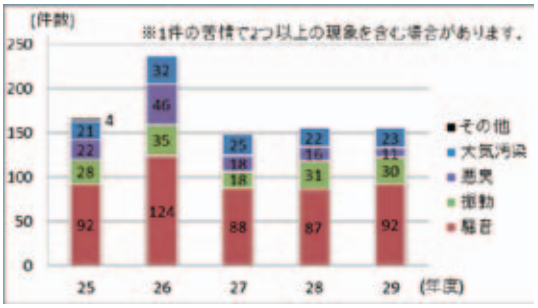

公害現象別の苦情件数の推移

≪評価・分析≫

　建設工事に関する騒音・振動苦情が最多で、続いて飲食店に関する騒音や悪臭の苦情が多い状況です。

≪今後の取組み≫

　関係する届出を受け付けたの際の指導や注意喚起、建設工事のパトロールによる状況把握などにより、公害苦情に関する未然防止や迅速対応に努めます。(環境保全課　公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（1）公害対策

● 建設作業に関する規制 (資料P.77)

　騒音規制法・振動規制法では、ブレーカーなど大きな騒音や振動を発生する重機を使用する作業(特定建設作業)について、事前の届出や基準、作業時間の制限を規定しています。
　特定建設作業に該当しない作業についても、使用する重機によっては環境確保条例の指定建設作業に該当し、基準や作業時間の制限があります。
　解体工事は、騒音や振動が発生しやすく、住居が近接した都内では近隣住民の理解が得られない場合があります。区では、「豊島区建築物等の解体工事に

おける事前対策等に関する要綱」により、一定要件の建物を解体する場合に、標識の設置と近隣住民への説明をお願いしています。

≪評価・分析≫

要綱による解体工事の際の標識設置の届出の件数は、平成 27 年度に対象を拡大してから増大していますが、未だ標識が未設置で解体工事を行っているケースが見られます。

≪今後の取組み≫

要綱を多くの事業者に知ってもらうため、周知啓発の強化に取り組みます。(環境保全課　公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（1）公害対策

● 工場等事業場の認可、届出、規制指導 (資料P.77)

騒音や振動等の公害が発生しやすい作業を行う工場等の事業場には、公害の未然防止の観点から、認可や届出等を義務付け、立地の制限や規制基準の遵守を求めています。

これらの対象事業場は、作業内容や使用機械の規模によって、環境確保条例では「工場」もしくは「指定作業場」、騒音規制法や振動規制法では「特定施設」として定めています。

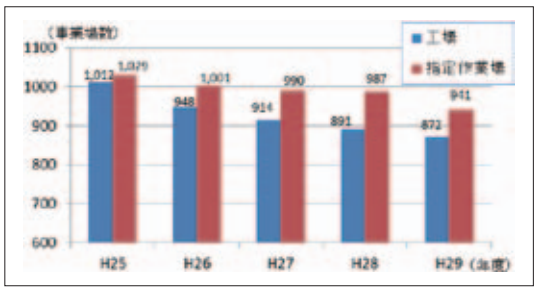

工場・指定作業場数の推移

≪評価・分析≫

工場等の件数は年々減ってきており、苦情の対象となるケースも建設作業と比べると少ないです。

≪今後の取組み≫

工場等の認可・届出の際の指導により基準遵守を徹底させます。(環境保全課　公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（1）公害対策

● 中高層集合住宅の建築における事前協議 (資料P.78)

ワンルームマンションなどの中高層集合住宅による生活騒音等の公害の発生を未然に防ぐため、「中高層集合住宅建築物の建築に関する条例」に基づく事前協議書を基に、エアコン室外機などによる敷地境界での騒音発生抑制指導を建築前に行なっています。

≪評価・分析≫

条例の対象となる集合住宅の新築による届出件数は、年によって増減はあるものの、横ばいです。

≪今後の取組み≫

マンション需要の増加が見込まれるため、建築後の周辺住民による苦情が発生しないよう、丁寧な指導をしてまいります。(環境保全課　公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（1）公害対策

● 化学物質の適正管理・VOC対策 (資料P.78)

大気中のVOC（揮発性有機化合物）は、光化学オキシダントやPM2.5の原因となります。東京都は、VOC対策ガイドの配布や、セミナーの実施、アドバイザーの派遣などにより、事業者に対して排出抑制を呼び掛けています。

区では、事業所への立ち入り指導を行っています。環境確保条例では、工場等において「適正管理化学物質」を年間100kg以上使用した場合に使用量等報告書の届出が義務付けられています。

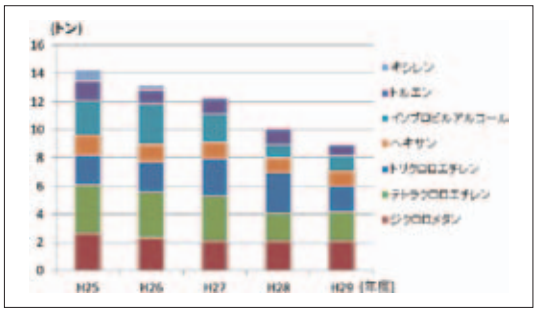

区内における環境への排出量の推移

≪評価・分析≫

工場等から報告を受けているVOCの環境への排出量は、年々減少していますが、光化学オキシダントやPM2.5は環境基準を達成していません。

≪今後の取組み≫

光化学オキシダントやPM2.5の発生抑制のため、工場等への立ち入り指導を通じてVOC排出削減を推進します。(環境保全課　公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4 (2) 化学物質の適正管理

● アスベストの飛散防止対策 (資料P.78) (用語解説P.88、P.92)

吹き付けアスベスト等を使用している建物の解体・改修工事を行う際には、大気汚染防止法や環境確保条例に基づき、事前に届出をすることになっています。区では、アスベスト飛散防止対策が適切に行われることを、書面と現地調査にて確認します。

天井などに吹き付けられたアスベスト

≪評価・分析≫

届出件数は横ばいですが、アスベストが使用されている建築物は今後解体や改修されるケースが増加することが予想されます。

≪今後の取組み≫

解体や改修工事を行う際にアスベストが周辺に飛散することが無いよう、書類審査や施工の際の事前・事後検査の徹底に取り組みます。(環境保全課公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4 (2) 化学物質の適正管理

● ダイオキシン類 (資料P.79) (用語解説P.92)

ダイオキシン類は、ものが燃えることで生成されます。

区では、東京二十三区清掃一部事務組合 (以下「一組」) と合同で、区内 5 地点の大気および、6 地点の土壌の測定を行なっています。

一組では大気、土壌のほか、豊島清掃工場の排気ガス、排水などの測定を行なっています。

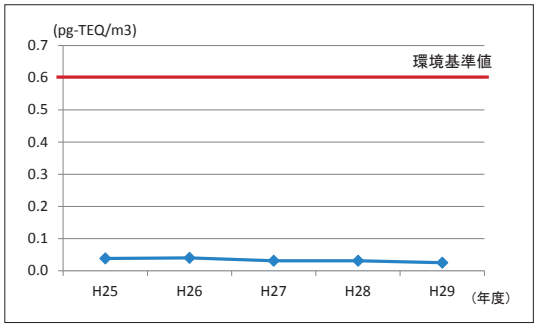

大気中ダイオキシン類濃度の推移

≪評価・分析≫

測定結果はいずれも環境基準を大きく下回っています。

≪今後の取組み≫

継続的にダイオキシン類濃度を把握するため、引き続き測定を行います。(環境保全課　公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4 (2) 化学物質の適正管理

● 放射能・放射線 (資料P.79)

平成 23 年 3 月に起こった原発事故により、都内にも放射性物質が飛散しました。区では、同年 6 月から測定を実施しています。

平成 23 年から平成 24 年にかけて実施した学校、幼稚園、認可保育所及び公園等の詳細測定の結果、区内には高線量 (「豊島区放射性物質対策ガイドライン」の目標値である 0.23 μSv/h を超える放射線量) の地域はあ

空間放射線測定の様子

りませんでした。一部の雨水のたまりやすい場所に、局所的に高線量の場所がありましたので、除染を実施しました。

平成 27 年には、池袋本町電車の見える公園で放射性物質「ラジウム 226」が封入されたカプセルが埋まっていたために、高い放射線量が検出されました。当該カプセルは発見後速やかに除去し、公園内の詳細な測定により安全を確認しました。その後区内の学校、幼稚園、保育所、公園等、子どもが利用する施設 243 施設について詳細に測定し、すべての施設で安全を確認しました。

区では、3 箇所の定点測定施設にて定期的に空間放射線測定を実施しています。また、簡易放射線測定器の貸出しをしています。

≪評価・分析≫

定点測定施設における空間放射線量は、低い値で推移しています。

≪今後の取組み≫

継続的に空間放射線量の状況を把握するため、今後も定点測定施設における測定を継続します。また、局所的に高い値が確認された際には、迅速に除染等の対応をします。(環境保全課　公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4 (3) 放射線測定

● 繁殖期のカラス対応 (資料P.76)

毎年、4 月から 7 月にかけてカラスが繁殖期を迎え、巣作りをして卵やヒナを育てます。この時期のカラスは、卵やヒナを守るため巣に近づく人を襲うことがあります。

人を襲うなど緊急を要する場合に、個人宅の巣の撤去や、巣から落下したヒナの回収などの対応をしています。

≪評価・分析≫

相談件数は、過去と比べて大きな変化はありませんでした。

≪今後の取組み≫

引き続き緊急対応と合わせて、カラスの被害を減らす対策を広報などで周知していきます。(環境保全課　公害対策グループ)

撤去したカラスの巣

● ハクビシン (資料P.76)

豊島区内でハクビシンが目撃されています。見かけただけでは心配ありませんが、屋根裏に入り込まれたり、家庭菜園などが食い荒らされたりすることがあります。

区では、被害が実際に生じている一般住宅内等にハクビシンを捕獲するための箱わなを設置しています。

箱わな

≪評価・分析≫

平成 28 年度から事業を開始しました。平成 29 年度は箱わなを 39 件設置し、ハクビシンを 10 頭捕獲しました。

≪今後の取組み≫

区民からの目撃情報や箱わなの設置場所の提供など、地域と連携してハクビシンの被害防止対策の取り組みを行っていきます。(環境保全課　公害対策グループ)

● 路上喫煙・ポイ捨て対策 (資料P.80)

路上喫煙の火や煙による被害や、吸い殻等のポイ捨てによるごみの散乱の問題が、現在大きな社会問題になっています。

区では平成 23 年 5 月に区内全域「路上喫煙・ポイ捨て禁止」を基本とした『路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例』を定め、安全で快適な街づくりを進めています。

条例周知のパンフレット

≪評価・分析≫

目標年度より早く目標喫煙率を達成することができました。これまで実施してきた様々な啓発活動の効果が徐々に表れてきたためと考えられます。

≪今後の取組み≫

喫煙に対する国や都の法整備の動向を注視しながら、更なる路上喫煙・ポイ捨ての減少を目指していきます。(環境保全課　環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（4）環境美化に対する取組み

指標	基準年度 (H24年度)	現状 (H29年度)	目標 (H30年度)	達成状況	備考
路上喫煙率	0.18%	0.07%	0.12%		

● 路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン (資料P.79)

路上喫煙やポイ捨て等の迷惑行為をなくすため、通行人に路上喫煙・ポイ捨て防止を呼びかけるキャンペーンを実施しています。

路上喫煙やポイ捨てについては、個人のモラルによるところが大きく、社会全体でこの問題を考える必要があることから、区民、事業者、区が一体となってキャンペーンを展開しています。

キャンペーンの様子

≪評価・分析≫

平成29年度は12回実施し、460人の方にご参加いただきました。多くの区民、事業者の皆様のご協力のもと、継続的にキャンペーンを実施しています。

≪今後の取組み≫

年間実施回数の増加やキャンペーン規模の拡大も検討し、さらなる喫煙ルールとポイ捨て禁止の周知を行っていきます。(環境保全課　環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（4）環境美化に対する取組み

● 路上喫煙・ポイ捨て防止パトロール (資料P.79)

路上喫煙やポイ捨て対策について、より効果的な施策を展開するため、路上喫煙・ポイ捨てに対して直接指導するパトロールを実施しています。

定点啓発パトロール

人通りの多い駅前などの表通りで、年間365日、区内14駅周辺でパトロールを展開しています。

巡回指導パトロール

路上喫煙の多い地点を中心に、池袋駅周辺において、巡回パトロールを展開しています。

≪評価・分析≫

29 年度は年間で 33,682 件の指導を行いました。路上喫煙率が減少している一方で、依然多くの路上喫煙に関する指導をしています。

≪今後の取組み≫

公園禁煙化に伴う路上喫煙対策を検討し、引き続きパトロールによる、路上喫煙・ポイ捨て防止に努めます。(環境保全課　環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（4）環境美化に対する取組み

● 指定喫煙所の設置

路上分煙の徹底を図るため、喫煙所を池袋駅周辺に設置しています。

池袋東口駅前喫煙所

池袋駅周辺の主な喫煙所
（平成30年4月現在）

≪評価・分析≫

常時多くの喫煙者の方に利用していただいており、煙の拡散やたばこのポイ捨て等の防止に効果を発揮していると考えています。

≪今後の取組み≫

喫煙所の環境整備に努め、喫煙者が利用しやすい環境を整えることにより、分煙を徹底していきます。(環境保全課　環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（4）環境美化に対する取組み

● 灰皿ボランティア制度 (資料P.79)

路上喫煙やたばこの吸い殻のポイ捨てを防止し、街の環境美化を進めるため、企業から提供を受けた「スタンド灰皿」を、区が商店会などと協定を結び、各店舗に貸与する制度です。

管理者となった各店舗は、「スタンド灰皿」の出し入れや清掃などの維持管理を行います。

ボランティア灰皿

≪評価・分析≫

灰皿ボランティア制度による灰皿は減少する一方で、灰皿の設置により街の環境美化が保たれているという意見も設置者などから出されています。

≪今後の取組み≫

灰皿の管理者と協議をしながら、灰皿の適正な管理に努めます。(環境保全課　環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（4）環境美化に対する取組み

● 各種啓発 (資料P.80)

路上喫煙やポイ捨てをなくすため、路上啓発表示や看板の設置、池袋駅周辺の路上や都営バスの車内での啓発放送などを行い、区民や来街者へ周知しています。また、区と地元住民、警察と連携して①ポイ捨て防止対策、②客引きへの注意、③違法看板への指導等を一斉に行う「としまセーフシティ作戦」に取り組み、対策を強化しています。

路上シール

としまセーフシティ作戦

≪評価・分析≫

さまざまな方法で啓発表示を行い、豊島区内全域で路上喫煙・ポイ捨て禁止となっていることを周知してきました。そのことにより、路上喫煙率の減少など喫煙やポイ捨てへの意識の向上につながっていると考えられます。

≪今後の取組み≫

豊島区を訪れた誰もが喫煙・ポイ捨てに関するルールが認識できるように、啓発表示の場所や方法について検討していきます。また、「としまセーフシティ作戦」の取り組みも引き続き進めます。(環境保全課　環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（4）環境美化に対する取組み

● 路上喫煙率の調査 (資料P.80)

平成 22 年 10 月より区内での路上喫煙率の調査を開始しました。各調査地点で年間 4 回の調査を行っています。

・調査地域

池袋駅、駒込駅、巣鴨駅、大塚駅、目白駅、椎名町駅、東長崎駅、北池袋駅、下板橋駅、東池袋駅、要町駅、千川駅、雑司が谷駅、西巣鴨駅　　**全14駅**

・調査方法

午前８時30分～午前９時00分の朝方と午後４時30分～午後５時00分の夕方の時間帯の30分間、通過者に対する喫煙者の割合を調査しています。

喫煙率（%）＝喫煙者÷通過者×100

≪評価・分析≫

平成 29 年度の路上喫煙率は 0.07%（平成 28 年度：0.08%）となり、駅前における路上喫煙者は減少しています。

≪今後の取組み≫

今後も継続的に調査を行い、路上喫煙対策に活かしていきます。(環境保全課　環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（4）環境美化に対する取組み

● ごみゼロデー (資料P.80)

毎年５月 30 日を、としまがいちばんきれいになる日「ごみゼロデー」として、区内の町会・商店会・学校・事業所などの関係機関に対し、区内全域での一斉清掃への協力を呼びかけています。

事業内容	• 地域の清掃活動 • 職員清掃活動 • 路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン • 違法看板等撤去指導 • 放置自転車等対策キャンペーン • 不法投棄パトロール • 落書き消去活動

指標	基準年度 (H24年度)	現状 (H29年度)	目標 (H30年度)	達成状況	備考
ごみゼロデー参加人数	12,354人	15,452人	15,000人		

≪評価・分析≫

目標年度より早く目標参加人数を達成できました。地域の恒例行事として参加してくださる方が年々増えていることが要因だと考えています。

≪今後の取組み≫

更なる参加人数の増加に向け、周知を行っていきます。(環境保全課　環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（4）環境美化に対する取組み

● としまクリーンサポーター制度 (資料P.80)

区内の企業･団体等が、きれいなまちづくりのサポーター「クリーンサポーター」として、自主的な環境美化活動を実践することにより、自分たちの街を自分たちできれいにしていく取組みです。

クリーンサポーターのみなさんには、その証としてステッカーを配付しています。

指標	基準年度 (H24年度)	現状 (H29年度)	目標 (H30年度)	達成状況	備考
としまクリーンサポーター登録団体数	74団体	133団体	150団体		

≪評価・分析≫

29年度は4件の新規登録がありました。社会貢献活動を始めたいと検討する団体・企業の方が登録し、区内の清掃を積極的に取り組んでいただいています。

≪今後の取組み≫

ホームページなどで制度の周知を行い、登録団体が増えるように取り組みます。(環境保全課　環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（4）環境美化に対する取組み

● 環境美化活動支援 (資料P.80)

環境美化の推進を図るため、自主的に美化清掃活動を行うボランティアなどの団体に対し、清掃用具の貸出しを行っています。

≪評価・分析≫

平成29年度は環境美化支援活動により延べ81団体・3,662人の方が清掃活動に取り組んでいただきました。問い合わせ件数も増えており、区内の企業・団体等の自主的な清掃活動の取り組みが広がっていると考えています。

≪今後の取組み≫

清掃用具の貸出し制度についてさらに周知し、自主的な清掃活動を行う企業・団体を支援していきます。(環境保全課　環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（4）環境美化に対する取組み

● 地域落書き消去活動（旧落書きなくし隊事業）(資料P.80)

落書きは街の美観を損ねるばかりでなく、そのまま放置しておくと街の治安の悪化にもつながるものです。

落書きのないきれいで安心・安全な街づくりを進めるため、平成 17 年 5 月にボランティアの方を中心とした「落書きなくし隊」を結成し、落書きの消去活動を行ってきました。

また、地域の町会や商店会、学校などと連携し、より広い地域での活動も行っています。

活動の様子（池袋本町 1 丁目）

活動の様子（西池袋 3 丁目）

≪評価・分析≫

平成 29 年度は 2 件の地域落書き消去活動を実施しました。行政のみではなく、地域のみなさんと活動し、共にきれいなまちづくりを行っています。

≪今後の取組み≫

町会や商店街などと連携し、必要に応じて活動を行っていきます。(環境保全課　環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（4）環境美化に対する取組み

● 落書き消去支援事業 (資料P.80)

落書きの早期発見・早期消去を実現するため、ご自宅の壁や店舗のシャッターなどに書かれた落書きをご自分で消去できるよう、区では落書き消去剤の貸与や消去方法のアドバイスなどを行っています。

≪評価・分析≫

29 年度は 7 件の支援を行いました。落書きの早期除去に効果を発揮していると考えています。

≪今後の取組み≫

豊島区で落書き消去剤を貸与していることを周知し、支援事業の普及に努めます。(環境保全課　環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（4）環境美化に対する取組み

● 定期的な落書き消去 (資料P.80)

池袋駅周辺における環境美化対策の一環として、街の美観を損なっている落書きの消去活動を定期的に実施しています。

巡回による定期的な消去活動の実施により、池袋駅周辺の落書きは大幅に減少しています。

委託による落書き消去

≪評価・分析≫

シルバー人材センターに委託し、月１回実施しています。定期的な消去は、景観のみではなく、治安の維持という面でも効果的であると考えています。

≪今後の取組み≫

今後も継続的に取り組み、落書きの早期発見・早期消去に努めます。(環境保全課　環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（4）環境美化に対する取組み

● 地域ガム取り活動 (資料P.81)

きれいな道路環境を推進するため、地域の商店会や学校などと連携し、駅前などの特に汚れた地点を中心にガム取り活動をしています。最新のガム取り機を活用することにより、取り残しの少ない除去が可能となっています。

ガム取り活動の様子（池袋駅西口）

≪評価・分析≫

平成29年度は12回実施しました。きれいな道路環境整備を図るとともに、参加した方の環境美化やガム取りに関する啓発にも寄与しています。

≪今後の取組み≫

引き続き地域の方と協働したガム取り活動を実施し、環境整備と啓発に努めます。(環境保全課　環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（4）環境美化に対する取組み

● ガム取り支援事業（資料P.81）

きれいな道路環境を推進するため、ガム取りをしていただけるボランティア、団体、企業等のみなさんにガム取り用具の貸出しを行っています。貸出しできるものは、ガムはがし棒、ガム取りヘラ、ガム取り機で、併せて用具の使用方法等のアドバイスも行っています。

ガム取り機

≪評価・分析≫

団体、企業の清掃イベントの際に貸し出すことが多く、たくさんの方に関心を持っていただいています。

≪今後の取組み≫

他の清掃用具に比べて貸出件数が少ないため、貸出件数増加を目指し、積極的に周知を行っていきます。（環境保全課　環境美化グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（4）環境美化に対する取組み

● 定期的なガム取り（資料P.81）

豊島区における環境美化推進の一環として、委託業者によるガム取り作業を平成22年度より定期的に実施しています。平成23年度からは委託によるガム取り作業にもガム取り機を導入し、活動を行っています。

委託によるガム取り

≪評価・分析≫

シルバー人材センターに委託し、月2回実施しています。定期的にガム取りを行うことにより、道路環境の維持に努めています。

≪今後の取組み≫

引き続き定期的なガム取り活動を行い、道路環境の維持に努めます。（環境保全課　環境美化グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】 4（4）環境美化に対する取組み